

中国の資源関連税制の現状と性格

－資源課税の理論からの考察－

何彦旻

The practice and nature of the resource-related taxation of China: A discussion from the theory of resource taxation

要 旨

中国では再生不可能資源に対して資源税、鉱物資源補償費、鉱業権有償使用費と石油特別収益金の4種類の資源関連税を徴収している。これらの資源関連税は、再生不可能資源の適正利用や資源調査事業のための財源調達手段の一つとして位置付けられている。本稿は先行研究の再生不可能資源に関する国際的な課税理論を整理し、資源課税の理論的根拠と性格を明らかにしたうえで、中国における資源関連税制の機能と役割を検討し、理論的な枠組みにおける位置づけを試みる。

キーワード

再生不可能資源、資源関連税、資源管理、資源税、公共政策

ABSTRACT

There are four major types of resource-related tax in China, namely resource tax, mineral resources compensation fees, mineral right royalty, special oil gain levy, which are used to manage the use of non-renewable resources and finance for the exploration of resources. This paper summarized the theories of foreign non-renewable resource taxation and revealed the rationale and nature of the resource taxation, which provided a theoretical framework for postioning the function and essence of current resource-related taxation of China.

Keyword

Non-renewable resource, resource-related tax, resource management, resource tax, public policy

はじめに

自然資源は再生可能資源(renewable resource)と再生不可能資源(non-renewable resource)に分けられる。再生不可能資源は、一旦利用されてしまうと再び回復することが困難な資源であり、消費された分だけストック量が減少する不可逆性をもつ。今日、経済のグローバル化に伴い、中国の世界の工場としての重要

度が増しており、中国経済の資源多消費型の経済・産業構造はますます厳しさを増している。資源消費量、特に、石炭、石油、天然ガスといった再生不可能資源に由来する一次エネルギー資源への消費水準が経済成長を上回るスピードで急増している¹⁾。そうした中で、一部資源豊富な地域はすでに鉱物資源の枯渇に瀕しており、地域経済の持続可能な発展に大きなプレッ

シャーを与えている。それを受けて、中国政府は2008年、2009年、2011年の3回にわたって「資源枯渇都市（地区）」のリストを公表し²⁾、全国のかつての資源生産拠点として栄えた69の県、市を資源枯渇市（県）³⁾に指定し、都市産業構造の転換や地域経済社会の安定的且つ持続可能な発展のための新しい発展モデルを模索し始めた。このような資源の枯渇問題に対して、資源利用の最適化を実現するために、中国を含む多くの国では、税・課徴金などの経済的手法を用いて再生不可能資源に対する管理を強化してきた⁴⁾。

現在、中国においては、『資源税暫行条例』（1994年1月1日国务院公布、2011年9月30日改訂、2011年11月1日施行）および『鉱物資源補償費の徴収管理規定（中国語：鉱産資源補償費徴収管理規定）』（1994年2月27日国务院公布、1997年7月13日改訂）、『探鉱権・採鉱権使用費および代金の管理方法（中国語：探鉱権採鉱権使用費和価款管理弁法）』（1999年6月7日財政部、国土資源部共同公布）、『石油特別収益金の徴収及び管理方法（中国語：石油特別収益金徴収管理弁法）』（2006年3月26日財政部公布）などの法制度が存在する。それを整理すると、主に石炭、原油、天然ガス、金属鉱原鉱、非金属鉱原鉱の5種類の再生不可能資源を対象に、資源税（resource tax）⁵⁾と鉱物資源補償費（mineral resources compensation fees）⁶⁾、鉱業権有償使用費（mineral right royalty）⁷⁾、石油特別収益金（special oil gain levy）の4種類⁸⁾の資源関連税⁹⁾を徴収する内容である。これらの資源関連税収入を財源とし、再生不可能資源の適正利用や資源調査事業に対する管理強化を図っている。後節で示したように、関連統計データを整理した結果、2009年度の資源関連税の総収入は904億元に達し、当該年度の財政収入の1.32%を占めることがわかった。本稿では、これらの4種類の資源関連税について考察を行う。

これまでの再生不可能資源の経済学的分析に関する先行研究は多数存在するが、中国以外の研究者による中国資源関連税制の先行研究は少ない。日本では、崔・王（2008）は中国の天然資源に対する国家の管理責任という視点から、資源税、鉱区使用費などを中心に「天然資源課税」

（課徴金を含めて）の現状と動向について紹介を行った。その中で、諸外国の経験をベンチマークにし、中国の資源関連税制には税目の設定や課徴金の設計が不明瞭であり、課税範囲が狭く、税率が低いといった問題点を指摘し、省エネ・環境保全の効果が乏しいと言及した。その上で、既存の資源税の課税範囲の拡大や新たな鉱物資源補償メカニズムの策定、資源採掘収益に対する課税制度の整備の必要性について提言した。アメリカでは、Huang ほか（2011）は中国の資源税の特徴を検討し、資源税と資源産業型企業のクリーナー・プロダクションとの関係性を示した。それを踏まえ、再生可能資源開発に対する補助金制度の導入や企業のクリーナー・プロダクションの促進政策、資源税制改革に関する提言を行った。

しかし、中国国内では、資源関連税制を巡る研究が多数存在する。資源税については、張文駒（2000）、殷燦（2003）、張挙鋼ほか（2007）が、従来の資源税導入の根拠となった「資源所得格差の調整（つまり、資源の品位や採掘条件の不均衡による法人所得格差の調整）」に焦点を当て、すべての資源が国有であるため、国が自分の所有する資源に対して課税することは、理論的根拠が不十分であり、資源税を廃止すべきと主張した。芮建偉ほか（2001）は資源税の徴収方式について分析を行い、資源税は経済的手段として鉱物資源の消費を抑制するほかには、資源の保全に対して調整機能を果たしていると評価した。鄭琳（1999）および計金標（2001）、張秀蓮（2001）、蒲志仲（2010）は持続可能な発展の観点から資源課税の理論的根拠や制度の必要性を検討し、現行の資源税の制度理念は持続可能な発展理念と合致せず、資源採掘に伴う外部不経済を内部化することができないことや資源税の課税範囲が狭く、税率が低いといった限界があると指摘した。そのうえで、持続可能な発展を実現するには、資源税の課税範囲を鉱物資源から土地や森林、水などすべての資源に拡大させ、資源開発に伴う外部不経済の内部化をより効果的に実現できるような税率設定を行うべきと提案した。黄小青（2008）は上記の研究成果を踏まえ、エコロジカルな資源税制への改革を通し

て、持続可能な発展を実現すべきと主張した。王萌（2010）は、資源税を環境税や排污税と比較し、資源税の導入目的は、従来の「資源所得格差の調整」という視点ではなく、持続可能な発展の観点から見直すべきであると指摘した。張春林（2006）、陳宇（2007）、侯曉靖（2008）は、資源税制が期待どおりに機能できなかった理由について、税目と税率の設定や重複徴収などに問題があると指摘し、資源税の税率の引き上げや従価徴収への切り替え、鉱物資源補償費や水資源費といった課徴金制度を資源税制度に統合させることを提案した。喬朴（2006）は陝西省を事例に、資源税は地方の財源調達のために大いに貢献しているとした一方で、税率が長期間にわたって固定されており、税率の決定権が中央に集中されていることから、政策運用の効果が限定的にしか発揮できないと指摘した。曹愛紅ほか（2011）は石炭市場を事例に、資源税の調整が資源価格にもたらす影響を試算したうえで、現行の資源税率の低さ故に、資源の市場価格が低く、資源の保全と適正利用が実現できずにいる問題点を指摘し、税制の全面的な見直しを主張した。

鉱物資源補償費については、関鳳峻・蘇迅（1999）が鉱物資源補償費をめぐる問題点を取り上げ、鉱物資源補償費の性質は鉱物資源の所有者への支払いであるが、資源利用にかかる費用とそれによる収益の一部が含まれていることから、純粋なレント概念ではないと指摘した。関鳳峻（2001）はレントや土地税の徴収根拠と比較して、資源税及び鉱物資源補償費の徴収の理論的根拠が根本的に間違っていると指摘した。

上述の先行研究には、鉱業権有償使用費と石油特別収益金についての研究はなく、資源税と鉱物資源補償費の徴収根拠や課税方式を中心に検討を行ったものがほとんどである。しかも、資源関連税の相互間の関連性を一括的に論じられていない。また、中国国内の既存研究をベースにしたものが多く、国際的な資源課税の理論と結びつけて、資源関連税制のあるべき姿について体系的な理論の整理や実証的考察が不十分である。本稿は、これまでの再生不可能資源に関する国際的な資源課税の理論を整理し、資源

課税の理論的根拠と性格を明らかにしたうえで、中国における資源関連税制の機能と役割を検討し、理論的な枠組みにおける位置づけを試みる。

I 再生不可能資源の課税根拠

一般に、石炭を中心とした再生不可能資源を開発する企業に対し、採掘段階から一般法人税や一般消費税（または売上税や付加価値税）のほかに、従量もしくは従価税や超過利潤税、資源税といった特別税措置が課される。代表的なのは、米国の採掘税（severance taxes）やオーストラリアの資源使用税（resource rent tax）、中国の資源税が挙げられる。つまり、再生不可能資源は一般的に他の財より比較的に高い税負担が課されることとなっている。

再生不可能資源の課税問題は厚生経済学や租税理論、公共投資基準に関連する複合的な課題であり、その課税根拠については、枯渇性資源の生産（採掘）と消費の最適経路はどのようなものか、枯渇性資源の希少性とは何か、といった基本的な問いをめぐる19世紀前半から議論されてきた。まず、これまでの先行研究をふりかえり、再生不可能資源の課税に関する主な根拠を整理し検討しておきたい。

第1の根拠として、古くからイギリスで議論されてきた石炭の枯渇問題¹⁰⁾をベースに、LC. Gray (1914)をはじめ、H. Hotelling (1931)や M. Gaffney (1967)、P. Dasgupta・G. Heal (1979)、P. Dasgupta・G. Heal・J. E. Stiglitz (1980)、V. Gamponia・R. Mendelsohn (1985)などの多くの経済学者が、再生不可能資源（または非再生可能資源、枯渇性資源）の供給は減少し、いずれ供給できなくなる特殊性を考慮し、その最適利用の理論について議論してきた。代表的な研究は Hotelling が *Journal of Political Economy* 誌で発表された論文 “The Economics of Exhaustible Resources” である。彼は競争市場において、資源価格から限界採掘費用を引いた枯渇性資源の純資産価格は利子率 r で上昇せねばならないこと（ホテリング・ルールまたは r -percent rule¹¹⁾）を導き出したのである。彼によれば、純資産価格の上昇が遅くなると、枯渇性資源の採掘・枯渇の速度が緩和され、純資産

価格の上昇が速くなると反対の現象が起こる。枯渇性資源は、生産者の短期的な利潤動機により、将来世代の利益を無視した低価格で取引され、過剰に採掘・生産されて消費される傾向があると指摘し、それを抑制する手段として採掘税のような課税措置が必要であると示唆した。P.Dasgupta・G.Heal (1979) は、特定の状況下では、資源配分の効率性を損なわず、市場に歪みももたらさずに資源産業に特定な税を課すことによって純粋なレントを受取ることができると考え、分析の結果、売上税や利潤税、ロイヤリティは資源の枯渇速度を遅らせる一定の効果があると指摘した。P.Dasgupta・G.Heal・J.E.Stiglitz (1980)、V.Gamponia・R.O.Mendelsohn (1985) の分析もほぼ同じ結論に至っている。

第2の根拠として、1972年にローマ・クラブが出した「人類の危機レポート」(“The Limits of Growth”)では、鉱物資源の代替可能性について論じた。それを受けて、Solow.R.M (1974a, 1974b, 1986) や J.M.Hartwick (1977, 1978a, 1978b)、S.Dasgupta・T.Mitra (1983) らが上記の第1の根拠の延長線に、再生不可能資源の利用における世代間の公平性を指摘し、社会が再生不可能資源の採掘による利益やレントを、機械装置などの再生産可能な資本 (reproducible capital) に再投資することで持続可能な消費 (sustainable consumption) を実現できるとした。いわゆる「ハートウィック・ルール」である。つまり、現在世代が再生不可能資源を消費した分だけを再生不可能資源と代替可能な人工資本として蓄積しておけば、将来世代が現在世代と同等の消費水準を維持することができるとする内容である。

しかし、「ハートウィック・ルール」が主張している再生不可能資源の公平な配分については、政策介入なしに競争市場均衡では成立しにくいという批判がある。時政 (2007) はこのような効率的な資源配分、公平な資源配分を達成するために、適切な政策介入が必要となると指摘した (時政, 2007, 133 頁)。伊東 (1980) も、現在世代と将来世代は物理的に同じ市場に参加できないため、再生不可能資源の場合は、2つ

の世代を跨って発生する外部不経済が市場価格メカニズムには適切に反映されないと指摘した。そのため、再生不可能資源の世代間の最適配分を行うには、間接税率の引き上げなどによる公的介入によって市場価格を上昇させ、それを通して長期的な視野に立った社会厚生 of 改善を目指すべきであると主張した。

それとほかに、世代間の効率的・公平な資源配分の問題だけではなく、資源保有国 (地域) と資源消費国 (地域) 間の効率性・公平性や再生不可能資源の世代間の最適配分の問題を解決するために、再生不可能資源のレントや税収を利用すべきであるという議論も存在する。例えば、Boris C. Swerling (1962) は、石油に対する国際的な課税を提案した。今井 (1973) は、石油をめぐって産油国の資源保全スピードと消費国の産業調整スピードとを調整する国際機構を設け、需要面では、原油の消費にその節減を目的とする枯渇税をかけ、その収入を機構のファンドとし、代替エネルギー源の開発に充てることを提案した。

上記の議論では、1つは世代間の効率的・公平な資源配分問題を検討し、もう一つは資源保有国 (地域) と資源消費国 (地域) 間の効率性・公平性問題について議論を行なっている。この2つの議論はともに解決策として適切な公的介入の必要性を論じており、共通的な介入方法として、再生不可能資源に課税を行い、その税収を人工資本の蓄積や代替エネルギー源の開発に利用されることが望ましいとされている。

第3の根拠としては、多くの国では鉱物資源が国有制、連邦政府や州政府所有制を採用している、という公的資産 (public treasury) の概念に基づき、政府が資源所有者としてリカード・レント¹²⁾を徴収する権利があるという理論を取り上げる。燃料や鉱物など安価な資源を中心とする産業は一般的に資本集約的であり、発展途上国では、物資を現地調達できる範囲が限られているため、鉱業企業は高い利益を得るケースがある。このような場合、政府は租税政策手段を通じて、鉱物埋蔵量調査行動の最適化や鉱物レントの最大化、環境基準の維持、鉱物レントの再投資に対するインセンティブの提供などを

行わなければならない (J.V.M.Sarma・G.Naresh,2001)。しかし、Garnaut.R.・Clunies R.A. (1975, 1983) は、ロイヤリティや比例法人税など従来の自然資源課税手段では、資源開発の総収益に比較すると政府の租税収入は一部に過ぎないと指摘した。同時に、租税中立の観点から価格や生産コストを強制的に変更することなど、政府がみだりに干渉することは企業の投資意欲を抑制し、最終的に社会全体の収益を減少させてしまうとされた。したがって、新規投資を促進し、政府が資源所有者としてのレント徴収を確保するためには、資源開発企業の内部収益率がある一定の閾値に達成した場合に、利潤や超過利潤に応じて税率を設定すべきということを提案したのである。

第4の根拠は、上記の理論で論じた再生不可能資源に関連する論点とは異なり、再生不可能資源の開発と利用に伴う外部不経済の内部化理論である。これは環境税の理論とも関連する。環境税の理論はマーシャルの外部性認識に端を発し、それは外部不経済を内部化するための公共介入肯定論の系譜に発展された (諸富, 2000, 22 頁)。ピグーはマーシャルの外部性認識を継承し、『厚生経済学』(A.C.Pigou, 1920) の著書では、石炭を燃料とする列車からの火の粉が森林や畑に及ぼす被害を取り上げ、石炭の消費に伴う外部不経済の内部化と社会厚生を最大化を実現するためには、税を導入すべきであると説いた。これはピグー税であり、環境税の原型である。クレゼとバウアーは、著書『水質管理論』(1968) において、水質汚染の制御問題を素材に、環境税を理論的・実証的に研究し、環境税による水質管理が費用効率的であることを理論的に示した (諸富, 2000, 24 頁)。また、W.J.Baumol・W.E.Oates (1971) はピグー税の実現可能性を視野に入れ、汚染物質に対して実現可能な環境目標を設定し、一定の税率水準で課税することでその分だけの汚染物質の外部費用の内部化を実現し、当初の環境目標が達成できれば、さらに税負担を引き上げ、所定の目標が達成されるまで繰り返し行うというボーモル＝オーツ税を提唱した。

資源の開発および利用の過程においては、環

境への汚染問題と資源の過剰利用という問題が起きる。例えば、欧州委員会の「ExternE : Externalities of Energy」の2005年度の調査報告書¹³⁾では、発電産業のエネルギー利用による外部性の問題は、化石燃料の利用によるSO₂やNO_xなどの大気汚染が健康や農産物、建造物、生態系に与える被害、CO₂、CH₄、N₂O排出で引き起こされる地球温暖化問題、騒音被害、土地利用問題などを取り上げている。他方では、郭氏ら (2012) の研究では、再生不可能資源の採掘と生産過程における水汚染の問題や地下水脈の破壊、地割れ、地盤沈下、農地利用問題などの過剰採掘による問題を取り上げている (郭俊榮・北川, 2012, 166 頁)。ピグー税は環境汚染問題を対象に議論しているが、資源の過剰利用の抑制策としても有効な理論根拠を持つと考えられる。つまり、資源生産企業の私的限界費用に対して一定水準の税を課せば、私的限界費用を社会的限界費用と一致させようとするインセンティブが働き、その過程の中では技術革新等によるエネルギーの生産効率の向上は図ることになる。その結果として汚染削減の効果と資源の過剰利用の緩和がもたらされると考えられる。

ここでは、環境税と資源課税を明確に区別しておく必要がある。まず、環境税の場合、上述したとおり、その理論的起源はPigou (1920) に求められ、課税目的は外部不経済を内部化して経済厚生を最大化する点にある。一方、再生不可能資源への資源課税の理論的起源はHotelling (1931) に求められる。ホテリングは、純資産価格に注目し、再生不可能資源の市場価格が資源の短期的な資産価値としてしか反映できないところを問題視し、その原因によって資源採掘が望ましい水準を超えて過剰に行われ、資源の枯渇が加速されることを懸念した。したがって、採掘税を課し、長期的な観点から現行の市場価格に再生不可能資源の希少性を反映させる必要があるとした。このように資源課税と環境税は問題の解決にあたって、政府の介入を取り上げているが、両者の理論的根源に相違性が存在する。

また、環境税とは、その根拠法において立法者ははっきりと環境負荷の抑制を目的として

謳っており、なおかつ、課税標準が環境に負荷を与える物質におかれている税を指す（諸富，2000，4頁）。資源課税は最適な資源管理の観点から導入されたものであり、元来環境負荷の抑制を目的としていない。仮に環境負荷を抑制する効果をもつとしても、副次的な効果である。したがって、資源課税は厳密には環境税とは異なる税として分類すべきである¹⁴⁾。

以上の議論をまとめると、再生不可能資源に対する課税根拠は、第一に、再生不可能資源の生産（採掘）と消費の最適経路の実現手段（鉱山の開発期間の延長）、第二に、再生不可能資源に代替可能な人工資本の蓄積のための財源調達手段、第三に、自国における再生不可能資源の利用を管理するための資源の所有者への支払い手段、第四に、再生不可能資源の生産（採掘）と消費に伴う外部不経済の内部化理論、の4つに総括することができる。

II 中国の資源関連税制の現状

新中国設立後、政府は国有鉱物資源の調査や開発事業について、統一的な指令、計画、開発という管理形式を採用した。開発された資源はすべて国に帰属し、政府の物資管理部門によって加工企業に割り当てられていた。したがって、鉱物資源の採掘に対して課税を行わなかった。1978年から改革・開放政策が打ち出され、外国資本や技術を導入するにあたり、欧米諸国が行っている利潤をベースとするロイヤリティの徴収制度を参考に、1982年1月に『海洋石油資源の採掘の対外協力条例』を導入し、海洋石油資源を採掘する合作企業¹⁵⁾に対して鉱業ロイヤリティ（mineral royalty、中国語：鉱区使用費、以下「鉱区使用費」という）を徴収するようになった。それを皮切りに、鉱物資源開発における有償利用制度が始まった。

1986年4月、『鉱物資源法』（1986年4月12日主席令第37号令）が制定され、鉱物資源に対する国の所有権が明確化された。同法の第3条では、「鉱物資源は国家が所有する。地表もしくは地下の鉱山資源の国家所有権は、付随する土地所有権或いは使用権の相違性によって、これを変えることはない」と定め、第5条は「鉱物

資源を採掘する企業は、国の関連規定に基づき資源税と資源補償費を支払う」と規定し、資源の有償利用を法律で位置づけた。

鉱物資源の有償利用は、1983年の国営企業に対する「利改税」改革¹⁶⁾と翌年の第一次税制改革を経て、それまでの国営企業の利潤上納制から租税納付制への新しい租税制度の導入によって実現された。計画経済体制下では企業の鉱物資源の開発利用は無償で行われたが、課税することによって資源の所有者である国家の權益を守り、資源の獲得コストを企業の生産コストに反映させることで、資源の有効利用を図ろうとした。

現在、再生不可能資源に対して資源税、鉱物資源補償費、鉱業権有償使用費と石油特別収益金を徴収している。これらの資源関連税の税收規模は、表1に示されたように、まだ国家の財政収入に占める割合が小さいが、顕著に増加している傾向が見られる。資源税は1984年10月1日から徴収されているため、1984年度の税收について統計上では3ヶ月分しか反映されていないが、翌年から16.64億元の税收が集まるようになった。1994年からは納税義務者が一部大手国有資源採掘企業からすべての採掘企業に拡大されたことにより、税收が倍ほどアップし、その後に顕著な伸びを見せている。鉱物資源補償費は1994年4月1日から徴収がはじまり、初年度には徴収体制の整備問題に影響されて河北省や山東省、黒竜江省等の19の省から2.02億元しか徴収できなかったが、翌年からは各省における徴収体制が強化され、税收の大幅増に至った。2007年には税收がまた一段と増加した。その背景には、2006年は『鉱物資源補償費の徴収及び管理強化に関する通達（中国語：関于加強鉱産資源補償費徴収管理的通知）』（2006年6月1日国土資源部公布、国土資発〔2006〕116号）が施行され、徴収が強化されたことに加え、翌年には、國務院の指示に基づいて鉱業権利関係の全国調査が行われ、納税義務者数が増えたことがあげられる（中国鉱業年鑑編集部、2007、40-41頁）。しかし、表1に示されたように、ほかの資源関連税より鉱物資源補償費の税收規模が比較的に小さいことがわかる。その原因とし

ては、鉱物資源補償費を計算する際に、回採率係数を使用しており、係数が小さければ、企業が支払うべき鉱物資源補償費の金額が小さくなる。回採率係数は実際回採率に対する査定回採率の割合（査定回採率/実際回採率）で決まる。査定回採率は企業が新規採掘プロジェクトを導入する際に所管の政府部門に申告し、認可を受けなければならないが、採掘企業は申請する際に査定回収率を実際より低く申告し、鉱物資源補償費の納付額を低く抑えようとする傾向があ

ると考えられる。

1999年6月7日に鉱業権有償使用費の徴収が正式的に開始されたが、関連の鉱業権譲渡制度が未整備のため、初年度の徴収額は2.39億元に留まっていたが、翌年には『鉱業権譲渡および転売の管理に関する暫定規定（中国語：鉱業権出讓、転讓管理暫行規定』（2000年10月31日、国土資源部公布、国土資発[2000]309号）や鉱業権の評価制度などが整備されたことによって、徴収が本格化され、税収増が見られた。2004年

表1 資源関連税収の推移（1984～2009年）

（単位：億元）

年度	資源税	鉱物資源補償費	鉱業権有償使用費合計	石油特別収益金	資源関連税収合計①	国家財政収入合計②	①/②
1984.9～	4.13				4.13	1,642.86	0.25%
1985	16.64	—	—	—	16.64	2,004.82	0.83%
1986	18.62	—	—	—	18.62	2,122.01	0.88%
1987	20.96	—	—	—	20.96	2,199.35	0.95%
1988	20.79	—	—	—	20.79	2,357.24	0.88%
1989	20.51	—	—	—	20.51	2,664.90	0.77%
1990	22.10	—	—	—	22.10	2,937.10	0.75%
1991	21.41	—	—	—	21.41	3,149.48	0.68%
1992	23.73	—	—	—	23.73	3,483.37	0.68%
1993	25.61	—	—	—	25.61	4,348.95	0.59%
1994	45.50	2.02	—	—	45.50	5,218.10	0.87%
1995	55.10	9.98	—	—	65.08	6,242.20	1.04%
1996	57.30	9.75	—	—	67.05	7,407.99	0.91%
1997	56.60	10.33	—	—	66.93	8,651.14	0.77%
1998	61.90	10.08	—	—	71.98	9,875.95	0.73%
1999	62.90	11.10	2.39	—	76.39	11,444.08	0.67%
2000	63.60	13.60	16.26	—	93.46	13,395.23	0.70%
2001	67.10	17.50	20.44	—	105.04	16,386.04	0.64%
2002	75.10	26.20	36.97	—	138.27	18,903.64	0.73%
2003	83.10	25.70	62.57	—	171.37	21,715.25	0.79%
2004	99.10	30.80	104.00	—	233.90	26,396.47	0.89%
2005	142.60	43.10	120.83	—	306.53	31,649.29	0.97%
2006	207.30	58.14	175.46	450.00	890.90	38,760.20	2.30%
2007	261.30	89.63	178.58	627.07	1,156.58	51,321.78	2.25%
2008	301.60	113.44	186.73	1343.52	1,945.29	61,330.35	3.17%
2009	338.20	113.38	117.26	335.22	904.06	68,518.30	1.32%

注1. 鉱業権有償使用費収入は、鉱業権使用費に採鉱権譲渡代金と採鉱権譲渡代金を加算して算出したものである。

2. 石油特別収益金に関する公式な統計データが公表されていないため、ここでは中国石油天然気集团公司（CNPC）と中国石油化工集团公司（Sinopec）、中国海洋石油総公司（CNOOC）の年報各年版に基づきデータを作成。

出所：中国鉱業年鑑編集部編『中国鉱業年鑑』（1996～2010年各年版）、中国地質鉱産部編『中国地質鉱産年鑑』（1995～1997年各年版）、中国国土資源年鑑編集部編『中国国土資源年鑑』（1999～2010年各年版）、中国財政年鑑編集部編『中国財政年鑑』（2001～2010年各年版）、国家税務総局編『中国税務年鑑』（1993～2010年各年版）より作成。

の『探鉱権採鉱権代金の管理のさらなる強化に関する通達（中国語：關於進一步加強探鉱権採鉱権代金管理的通知）』（2004年4月18日国土資源部公布、国土資発〔2004〕97号）によって徴収が強化され、税収は顕著な増加を見せた。2006年3月には石油特別収益金に加えるようになり、資源関連税収総額が一気に増え、国家財政収入に占める割合が2%を超えるようになった。しかし、2008年秋から始まった国際金融危機に影響され、2009年の鉱山企業の生産販売量が大幅に下落したため、当年度の資源関連税収は、資源税を除けば軒並み減少した¹⁷⁾。

以下の諸節では、現行の各税目の徴収対象、税率、納付および使途について具体的に検討を行う。

Ⅲ 中国における資源関連税の徴収対象および税率

1. 資源税の徴収対象および税率

1983年の国営企業に対する「利改税」改革と翌年の第一次税制改革に相まって、1984年9月に『資源税条例（草案）』を公布することによって、原油および天然ガス、石炭に対する資源税の徴収制度をスタートさせた。その後、1994年の分税制改革¹⁸⁾時、『資源税条例（草案）』の廃止とともに、新しい『資源税暫行条例』が制定された。現行の資源税は、2011年に改訂された『資源税暫行条例』を根拠法に、国有鉱物資源の有償利用を実現させ、社会全体の資源の消費量

を抑制し、その最適利用を促進することを目的に、中国国内の陸地および海洋において、鉱物資源の採掘および塩の製造を行うすべての企業および個人に対して徴収されるものである。その課税ベースおよび法定税率は表2のとおりである。原油と天然ガスについては従価徴収方式を導入しており、税率は売上高の5%~10%を徴収基準としている。それ以外の石炭やその他の非金属鉱物の原鉱、鉄金属鉱物の原鉱、非鉄金属鉱物の原鉱、塩については、採掘企業の生産量もしくは販売量に応じた従量徴収方式を採用している。

表2から見られるように、資源税の課税方式には、以下のような特徴がある。

まずは、資源の加工・販売（いわゆる下流段階）の段階に対して課税されるのではなく、主に上流段階となる採掘された原鉱物に対して資源税が課されている。

その次に、原油と天然ガスのような資源は売上高に基づき徴収される従価税率と、石炭のような資源は採掘企業が生産または販売した量に基づき徴収される従量税率の、2つのパターンが併存している。1993年に制定された『資源税暫行条例』では、すべての課税対象に対して資源税の従量徴収方式が取られていたが、石油や天然ガスの価格高騰に伴い、従来の資源税が資源価格に占める割合が低くなり、資源の生産・消費量を調整し、資源の適切な利用を促進し、財源調達機能を強化することを理由に¹⁹⁾、2011

表2 中国の資源税の法定税率

税 目		法定税率 ^{注1}
1. 原油		売上高の5%-10%
2. 天然ガス		売上高の5%-10%
3. 石炭	コークス	8-20 元 / トン
	その他の石炭	0.3-5 元 / トン
4. その他の非金属鉱物原鉱	普通非金属普通金属鉱物原鉱	0.5-20 元 / トン or 立法メートル
	貴金属非金属鉱物原鉱	0.5-20 元 / キログラム or カラット
5. 鉄金属鉱物原鉱（鉄・マンガン・クロム）		2-30 元 / トン
6. 非鉄金属鉱物原鉱	レアアース	0.4-60 元 / トン
	その他の非鉄金属鉱物原鉱	0.4-30 元 / トン
7. 塩	固体塩	10-60 元 / トン
	液体塩	2-10 元 / トン

注1. すべては2011年11月1日からの税率である。

出所：『『中華人民共和国資源税暫行条例』の改訂に関する国务院の決定（中国語：国务院關於修改『中華人民共和国資源税暫行条例』的決定）』（国务院令 第605号、2011年9月30日）

表3 石炭資源税の地域別税率

(単位：元/トン)

地域	北京	河北	山西	内モン ゴル	遼寧	吉林	黒竜江	江蘇	安徽	福建	江西	山東	河南
税率	2.5	3	3.2	3.2	2.8	2.5	2.3	2.5	2	2.5	2.5	3.6	4
地域	湖北	湖南	広東	広西	重慶	四川	貴州	雲南	陝西	甘肅	青海	宁夏	新疆
税率	3	2.5	3.6	3	2.5	2.5	2.5	3	3.2	3	2.3	2.3	3

注1. すべては2011年11月1日からの税率である。

出所：『中華人民共和国資源税暫行条例』の改訂に関する国務院の決定

年11月1日からは、原油と天然ガスに対して従来の従量徴収方式（原油は8～30元/トン、天然ガスは2～15元/千立米）から従価徴収方式（売上高の5%～10%）に切り替えられた。しかし、従価徴収方式にしても、従量徴収方式にしても、資源税は資源の最適利用を促進することを目的に資源の採掘について課される税金であるため、一種の採掘税であると言えよう。

3つ目は、それぞれの資源の法定税率をベースに、企業別にまたは資源の埋蔵状況・採掘条件・資源の品位評価基準・立地条件などの客観的な条件の差異を考慮した、一定程度の幅をもたせた個別税率が規定されている。例えば、石炭については表3のとおり、資源税の税率は地域によって異なり、埋蔵量が少なく、採掘条件の厳しい地域には低い税率を適用し、埋蔵量が多く、採掘条件のよい地域には高い税率を適用することで資源の品位や採掘条件の差異による法人所得格差を是正することを課税目的の一つとしている。

2. 鉱物資源補償費の徴収対象および费率

『鉱物資源法』によって鉱物資源の有償使用が明文化されたことに対応するために、1994年に『鉱物資源補償費の徴収管理規定』が施行され、再生不可能資源の採掘による国有資源の枯渇に対して採掘企業は補償費を支払う鉱物資源補償費制度が導入され、採掘権利者から鉱物資源補償費の徴収が開始された。

鉱物資源補償費の徴収対象は、2012年3月31日までは、『海洋石油資源の採掘事業の鉱区使用費の徴収に関する規定（中国語：開採海洋石油資源繳納鉱区使用費的規定）』（財政部令第1号、1989年1月1日公布）と『陸地石油資源の対外協力採掘事業の鉱区使用費の徴収に関する暫定

規定（中国語：中外合作開採陸上石油資源繳納鉱区使用費暫行規定）』（財政部令第3号、1990年1月15日公布）の中で認められていなかった再生不可能資源の採掘企業（陸地と海洋資源を採掘する中国系或いは外国系の企業）であったが、2012年4月1日からは企業の性質を問わず、採掘権を持つ採掘企業は一律に鉱物資源補償費を支払うようになった²⁰⁾。

鉱物資源補償費は以下の算定基準によって計算される。

鉱物資源補償費 = 鉱産物売上 × 補償费率 × 回採率係数

回採率係数 = 査定回採率 / 実際回採率²¹⁾

回採率 = 一日あたりの採鉱量 / 消費した貯蔵量 × 100%

ここで取り扱う鉱産物売上は市場平均価格に基づき計算されるが、原鉱物を直接加工して製品化する場合は、上記の式に製品価格に比例した加工費用係数（調整係数）を乗じて計算される。補償費の徴収基準は表4に示されたとおりであり、鉱産物別に0.5%～4%の水準でそれぞれ定められている。

3. 鉱業権有償使用費の徴収対象および料率

鉱業権有償使用費制度は、国有鉱物資源へのアクセス権を管理し、国と企業間の鉱山採掘権・採掘権の取得の関連許認可を管理するために導入された制度である。1996年改訂版『鉱物資源法』の発足をきっかけに整備されはじめ、1998年に国務院が公布した『鉱物資源調査区域の登記管理弁法（中国語：鉱産資源勘査区块登記管理弁法）』（国務院令第240号）と『鉱産資源採掘の登記管理弁法（中国語：鉱物資源開採登記管理弁法）』（国務院令第241号）によって確立された制度である。

表4 鉱物資源補償費率

資源原鉱の種類	補償費率
湖塩、岩塩、天然にがり	0.5%
石油、天然ガス、石炭、石炭層ガス、石煤、オイル・サンド	1%
天然アスファルト、オイル・シェール	2%
鉄、銅、鉛、金、銀、クロム、バナジウムなどの金属鉱物	2%～4%
ウラン、トリウム、地熱	3%
宝石、玉石、ダイヤモンドなどのその他の非金属鉱物	2%～4%
炭酸ガス、硫化水素ガス、ヘリウムガス、ラドンガス	3%
ミネラル・ウォーター	4%

出所：中国国務院、『鉱産資源補償費徴収管理規定』

1999年6月7日に財政部と国土資源部が共同で公布した『探鉱権・採鉱権使用費および代金の管理方法』（財綜字[1999]74号）では、探鉱権・採鉱権使用費は主に国から探鉱権を取得した企業が納付する鉱業探鉱権使用費²²⁾（以下「探鉱権使用費」と称する）と採鉱権を取得した企業が納付する鉱業採鉱権使用費²³⁾（以下「採鉱権使用費」と称する）が含まれる、と規定された。探鉱権使用費は、調査年度を基準に計算する。徴収基準は、第1調査年度から第3調査年度までは年間100元/km²とし、第4調査年度からは1年毎に100元/km²増加するが、1年あたり500元/km²を上限とする。

採鉱権使用費は、鉱区面積を基準に計算する。徴収基準は1年あたり1,000元/km²とする。

また、探鉱権・採鉱権代金とは、国が出資したプロジェクトの探鉱権や採鉱権を取得した場合、政府主管部門が承認した評価額に基づき、探鉱権利者や採鉱権利者から徴収する代金のことである。

4. 石油特別収益金の徴収対象および徴収基準

2004年以降の国際市場における原油価格の大幅な上昇によって、国内原油採掘企業の利益が著しく上昇し、反面に原油部門以外の各産業部門のコストが激しく上昇した現象が起きた。それを是正することを目的に、2006年3月25日に財政部が発表した『石油特別収益金の徴収及び管理方法』（財企[2006]72号）に基づき、石油特別収益金の徴収制度を導入した。

石油特別収益金とは、石油価格が一定水準を超えた場合、石油企業の国産原油販売収入の超過分に対して段階的に課徴するものである。

2006年導入した当初、石油価格が40ドル/バレルを超えた時点で石油特別収益金を徴収するようになっていたが、2011年11月1日から適用基準が55ドル/バレルに引き上げられた²⁴⁾。現行の石油特別収益金の徴収基準は表5のとおり、原油の販売価格に応じて税率は5段階に分かれており、原油価格が55ドル/バレルを超えた時点で最低税率20%が適用され、5ドル/バレルごとに税率が5%ずつ加算され、75ドル/バレルを超えると最高税率40%が適用される。各企業は月次で下式のとおりに納付額を算出し、月ごとに財政部門に申告している²⁵⁾。

石油特別収益金 = [(原油卸価格 - 55) × 徴収比率 - 速算控除額] × 数量 × 為替レート (ドル対人民元)

表5 石油特別収益金の徴収基準(2011年11月1日～)

原油価格 (ドル/バレル)	徴収比率	速算控除額 (ドル/バレル)
55～60	20%	0
60～65	25%	0.25
65～70	30%	0.75
70～75	35%	1.5
75～	40%	2.5

出所：財政部、『石油特別収益金の徴収基準の引上げに関する通知』

Ⅳ 中国における資源関連税の納付 および用途、その役割

1. 資源税の納付および用途、役割

資源税の納付に関しては、資源生産・採掘企業は資源を販売し、その売上が計上された時点で納付義務が発生する。納税義務者は月ごとに資源の採掘地あるいは生産地の税務部門に納税申告をしなければならない。採掘地や生産地が地域を跨る場合は、原則資源の採掘地の税務部門に納税申告を行う。

1994年の分税制改革によって資源税は中央と地方が共同でシェアする共有税（Sharing taxation）に分類された。資源税の税収のうち、海洋石油企業の納付する税収は中央収入分、それ以外の鉱産物と塩の資源税は地方収入分と配分された。同時に『海洋石油資源の採掘の対外協力条例』と『陸地石油資源採掘の対外協力条例』（中国語：对外合作開採陸上石油資源条例）（國務院、1993年10月公布）などの関連規定により、海洋石油資源を採掘する合弁企業に対しては、鉱区使用費のみを徴収していたため、これまでの資源税収入は実質すべて地方の一般予算に計上されていた。

その背景としては次のことが考えられる。分税制改革後、課税権限が中央に集中するようになり、中央財政収入が支出を大きく上回るよう

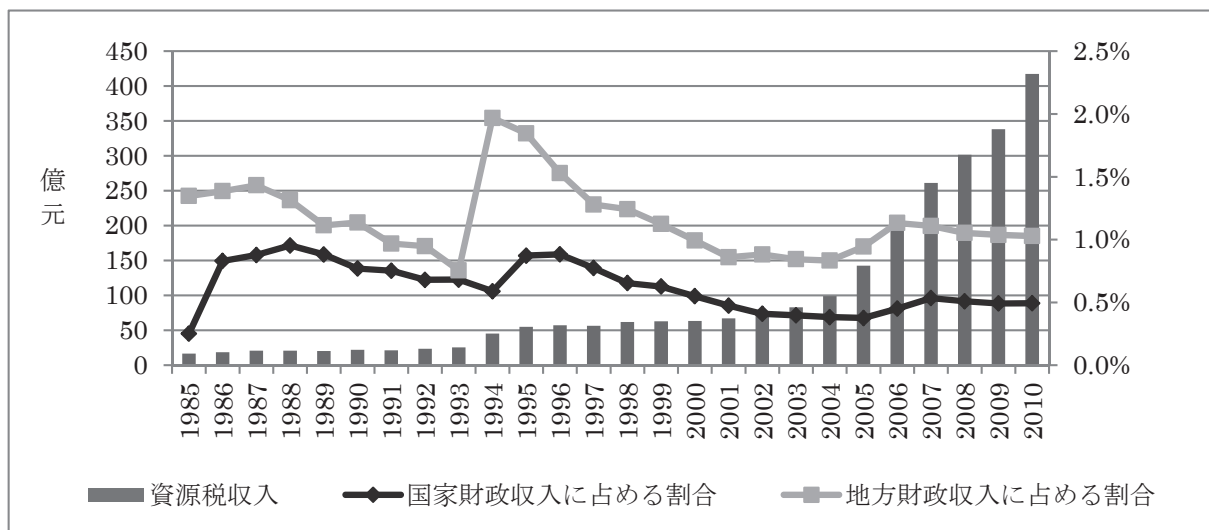
になったが、地方財政は収支ギャップを抱えることになった。このような状況の中、資源税のうち、海洋石油資源以外の資源税収入はすべて地方政府の収入と配分されるようになった。図1に示されたように、分税制改革後に地方財政収入に占める資源税の割合が大幅に増えた。それ以降、財政収入全体が増えたため、資源税収入が占める割合が縮小したが、財政基盤が脆弱であり、豊富な鉱物資源を有する内陸中西部地域の一部の地方政府にとって、資源税は重要な収入源となっている（謝・谷、2006）。

2. 鉱物資源補償費と鉱業権有償使用費の納付および用途、役割

鉱物資源補償費は、鉱山所在地の国土資源部門と財政部門が共同で半年に一度採鉱権利者から徴収する。地域を跨る鉱区や海洋鉱区については國務院直轄の国土資源部が権限委任を行った省レベルの国土資源部門が徴収し、一般予算（非税収入の部²⁶⁾）として中央と地方政府の共同の特定事業収入²⁷⁾として管理される。その収入の政府間の配分割合は中央と省・直轄市の間では5:5、中央と自治区（チベット、新疆、寧夏、広西、内モンゴル）および貴州省、雲南省、青海省の間では4:6である。

鉱業権有償使用費は中央や省の国土資源部門が採鉱権利者や採掘権利者から別々に徴収し、

図1 資源税収入と財政収入に占める割合の推移（1985～2010年）



出所：中国財政年鑑編集委員会編『中国財政年鑑』（1993年～2011年）各年版、中国稅務年鑑編輯委員会編『中国稅務年鑑』（1993～2011年）各年版に基づき作成。

財政部門が指定する「探鉱権・採鉱権使用費、代金専用口座」に納付され、鉱物資源補償費と同じく一般予算として、中央と地方政府の共同の特定事業収入として管理される。その収入の政府間配分割合は、探鉱権・採鉱権使用費収入については特定の取り決めがないが、探鉱権・採鉱権代金収入については、2006年9月以降、『探鉱権・採鉱権代金収入の管理関連事項に関する通達（中国語：探鉱権採鉱権価款收入管理有關事項的通知）』（財建[2006]394号）に基づき、中央と省の間では2:8になっている。各省は、更に市と県との間で配分割合を決める。

鉱物資源補償費と鉱業権有償使用費の特定事業収入は、主に国土資源気象事務の予算に充当され、中央や地方の鉱物資源の調査や保護、関連部門の経費や補助金などに支出されていた。近年、グリーン経済が各業界から注目されるようになってからは、鉱業部門のグリーン発展、鉱物資源の節約や総合利用の促進、資源回収率の向上などを実現するために、2010年10月19日の財政部と国土資源部が共同で公布した「鉱産資源の特定事業収入の統一的な配分と使用に関する通達（中国語：關於將鉱産資源專項收入統籌安排使用的通知）」に基づき、特定事業収入の中央収入分は「鉱産資源特定事業収入資金」として管理され、特定の目的に支出されると規定されるようになった。特定の目的は、主に基礎性・公益性の性格をもつ地質鉱物の調査評価および管理、戦略的鉱物資源の調査、中央地質調査基金プロジェクト、海外鉱物資源のリスク調査、鉱山地質の環境回復対策、鉱物資源の節約および综合利用、国家級地質遺跡の保護および地質遺跡標本の購入、鉱物資源専用資金の徴収および管理経費、中央財政が負担する鉱産地調査発見に著しく貢献した企業への奨励金および財政部や国土資源部が共同で承認した地質や鉱業関連のその他の支出の10項目の内容から構成される。

省・直轄市およびその以下の行政レベルにおいても、中央の運営形式を受けて、中央と同じように特定事業収入の地方収入分を各行政レベルの財政予算に組み入れ、「鉱物資源特定項目資金」として管理するようになっている。具体的

には、鉱物資源の調査や鉱山地質環境の回復対策、鉱物資源の節約および综合利用、地質遺跡の保護および地質遺跡標本の購入、鉱物資源特定事業資金の徴収および管理経費、奨励金などを使用として規定し、これまでに鉱物資源の調査や鉱物資源保護に支出されていた補助金の代わりに、実績に応じた奨励金制度（中国語：「以獎代補」）を導入し、鉱物資源の採掘回収率、選鉱回収率、総合利用率の向上に資する技術革新及び研究開発の促進を目的に活用している。

3. 石油特別収益金の納付および使途、役割

石油特別収益金は国内の各原油採掘販売企業が月ごとに算出し、財政部門に納税申告を行う。その収入は非税収入として全額中央財政に納入され、原油の値上げによってもたらされる原油部門以外の各産業部門のコスト増を是正し、林業や漁業、農業、都市交通、農村道路などへの補助金に支出される²⁸⁾。非税収入の支出に関する統計データが公開されていないため、石油特別収益金の使途に関する詳細な分析は困難であるが、一部政府発表によれば、2006年は石油特別収益金収入から、農家総合直接補助金として120億元が支出されていた²⁹⁾。輸入原油を使って製造した国内で流通する製品油価格を、世界標準より安価にするよう統制するために、2008年4月からは、財政部の「製品油の市場安定供給に対する中国石油天然気集团公司への財政補助資金に関する通達（關於下達中国石油天然気集团公司保障成品油市場供應財政補助資金的通知）」（財企[2008]92号）に基づき、石油特別収益金収入を石油企業への一次補助金としても支出されるようになった。2008年度、中国の石油メジャーであるCNPCとSinopecはそれぞれ169億元と503億元の補助金を得ていた³⁰⁾。

以上を踏まえ、中国の資源採掘企業は一般的に付加価値税、法人税のほかに、資源税、鉱物資源補償費、鉱業権有償使用費、石油特別収益金を負担しており、その課税方式および納付、政府間配分、使途を以下の表6にまとめることができる。

表6 資源関連税の課税方式および納付、政府間配分、使途（2013年現在）

項目	根拠条例・規定等	課税方式	納税義務者	徴収部門	政府間配分	使途
資源税	資源税暫行条例	鉱物資源の売上または生産・販売量に基づき従価または従量徴収	採掘・生産企業	税務部門	地方収入（海洋石油資源税収入を除く）	地方一般予算に組み入れられ、その一部を資源調査に支出される。
鉱物資源補償費	鉱物資源補償費の徴収管理の規定	鉱物資源の売上、補償費率、回採率係数に基づき徴収	採鉱権利者	国土資源部門、財政部門	中央と省・直轄市は5:5、中央と自治区は4:6	鉱物資源の調査（60%）や鉱物資源保護（10%）、関連部門（30%）の経費などの特定事業収入資金
鉱業権有償使用費						
探鉱権・採鉱権使用費	探鉱権・採鉱権使用費および代金の管理方法	探鉱権使用費は調査年度を基に徴収 採鉱権使用費は、鉱区面積を基に徴収	探鉱権・採鉱権利者	国土資源部門、財政部門	不明	鉱物資源の調査や鉱物資源保護、関連部門の経費などの特定事業収入資金
探鉱権・採鉱権代金	同上	評価額に基づき徴収	探鉱権・採鉱権利者	国土資源部門、財政部門	中央と省・直轄市は2:8	鉱物資源の調査や鉱物資源保護、関連部門の経費などの特定事業収入資金
石油特別収益金	石油特別収益金の徴収に関する決定	石油価格が一定水準を超えた場合、石油企業の国産原油販売収入の超過分に対して課徴	国内原油採掘販売企業	財政部門	中央収入	所得格差是正のための補助金、石油企業への一次補助金など

V 中国の資源関連税の性格

1. 制度設計からみる資源関連税の性格

第2～4節で述べた資源関連税制の特徴を、第1節で議論した再生不可能資源の課税根拠に照らし合わせると、制度の設計からみる中国の資源関連税の課税根拠を表7にまとめることができる。まず、資源税に関しては、2つの課税根拠が当てはまる。第一に、資源税は資源の最適利用を促進することを目的に資源の採掘について課される税金であり、一種の採掘税³¹⁾である。採掘税は資源生産（採掘）と消費を抑制し、将来世代の資源利用の可能性を確保できるという性格について多くの先行研究で示された³²⁾。第二に、資源税の導入による副次的な効果として資源採掘企業の生産費用が高くなり、それに伴って資源価格が上昇し、次第に資源の消費量が減り、環境が改善されるという政策目的が伺える。中国の資源税の制度形成の過程を考察すると、1994年の『資源税暫行条例』の制定の背景には、1980年代前半から直面した国内エネルギー不足に対応するため、郷鎮炭鉱などの採掘企業の市場参入を促進する自由化措置が採られた結果、郷鎮や集団経営の鉱山、個人経営の鉱山が激増し、従来の資源税は大型国有企業を対象としたため、郷鎮経営炭鉱をはじめとする非国有炭鉱による資源の乱掘の現象があった（堀井，2000，223頁）。そこで、社会全体の資源の消費量を抑制し、その有効利用を促進し、環境を改善するには、資源税の納税義務者の範囲をすべての資源採掘企業に拡大させる必要性があった。現行の資源税は資源の最適利用を促進することを目的とするだけでなく、資源生産に伴う外部不経済を内部化させる目的も併せ持つ。

鉱物資源補償費については3つの課税根拠が当てはまる。第一に、鉱物資源補償費は鉱物資源の保護と適切な利用を促進するために導入されたものである。鉱産物売上をベースに課され、資源税と同様に一種の採掘税として認識できる。鉱物資源補償費の算定方式には資源の回収率を導入しており、資源採掘企業に資源回収率を高めるインセンティブを与え、資源生産と消費の最適経路の実現に寄与するものとする。第二に、鉱物資源補償費の収入は、特定事業収入と

され、鉱物資源の調査や鉱物資源の综合利用などの項目に支出される。その一部は再生不可能資源に代替可能な人工資本の蓄積の財源になるケースがある。第三に、資源税と同様に、鉱物資源補償費の導入も副次的な効果として資源採掘企業の生産コストを高め、外部不経済を内部化する効果が期待される。

鉱業権有償使用費の場合は、国が鉱物採掘企業の資源アクセス権を管理強化するために、特定の企業に対して鉱物資源の調査や採掘の権利を付与することと引き換えに、徴収する費用である。これは第3の根拠である再生不可能資源の所有者である国に支払う一種のロイヤリティに当たる。鉱業権有償使用費の収入は、鉱物資源補償費と同様に特定事業収入とされ、一部再生不可能資源に代替可能な人工資本の蓄積のための財源とされる場合がある。

最後に、石油特別収益金は資源開発企業の内部収益率がある一定の閾値に達成した場合に、企業の国内原油販売収入の超過分に対して段階的に徴収する一種の超過利潤税である。鉱業権有償使用費制度のようなロイヤリティ制度では、資源価格の上昇によってもたらされる販売収入より、はるかに少ない税収しか得られない傾向がある³³⁾。しかし、石油特別収益金の場合は、資源価格の高騰による企業の高い収益を、資源所有者となる国が最大限にシェアすることを目的とする。これは資源課税の第3の根拠に当てはまる。

したがって、以上の考察から中国の資源関連税制は、制度設計の段階では政策制定者が、自国における再生不可能資源の生産と消費の最適経路の実現を意図していた。同時に、これは代替可能な人工資本の蓄積のための財源調達や再生不可能資源へのアクセス権に対する管理強化、資源の生産と消費に伴う外部不経済の内部化などの政策意図が見られる。

表7 中国の資源関連税の分類および課税根拠

課税根拠	中国の資源関連税
①再生不可能資源の生産（採掘）と消費の最適経路の実現	資源税、鉱物資源補償費
②再生不可能資源に代替可能な人工資本の蓄積のための財源調達	鉱物資源補償費、鉱業権有償使用費
③自国における再生不可能資源利用を管理するための資源所有者への支払い	鉱業権有償使用、石油特別収益金
④再生不可能資源の生産（採掘）と消費に伴う外部不経済の内部化	資源税、鉱物資源補償費

2. 資源関連税の課題と本質

先行研究および統計データを踏まえ、現行の中国資源関連税制の運営について考察した結果、以下のような課題が見られた。

それぞれの資源関連税では以下の問題点を指摘できる。まず、資源税と鉱物資源補償費は、その税率と補償費率が低く、鉱産物売上に占める税収の割合も低い。林家彬ほか（2011、102～104頁）に指摘されたように、近年、資源価格の大幅な高騰を背景に、資源採掘企業は目先の利益を追求し、過剰採掘の現象が起きているなかで、資源税と鉱物資源補償費の税率および補償費率が長期にわたって低い水準に固定されていたため³⁴⁾、これらの企業に対する資源採掘回収率の向上につながるインセンティブが十分に働いていないと考えられる。表8に示されたように、2000年から2009年の10年間に、中国国内の鉱産物売上は3,923億元から16,520

億元に増えており、増加率を平均すると19%となる。採掘企業の利潤総額は1,197億元から5,076億元に増加し、増加率は平均23%である。一方、石油特別収益金を除く資源関連税収入も93億元から569億元に増え、増加率は平均23%で、鉱産物売上と採掘企業利潤総額とほぼ同じ伸び率となる。しかしながら、2009年における資源税や鉱産物補償費、鉱業権有償使用費が鉱産物売上に占める割合について、2000年と比較すれば、それぞれ0.4%と0.3%、0.3%増であり、低い水準に留まっていることが明確である。

その次に、資源採掘回収率を高め、資源の最適利用を促進させるために、鉱物資源補償費を算定する際に資源の回収率係数を導入している。表8に示されたように、鉱産物売上に占める鉱物資源補償費の割合(c/a)は0.35%から0.69%の水準に留まっており、法定の鉱物資源補償費率の0.5%から4%（表4を参照）を大きく下回

表8 資源関連税の税収推移（2000～2009年）

単位：億元

年度	鉱産物売上 (a)	採掘企業の 利潤総額	資源税 (b)	割合 (b/a)	鉱物資源 補償費(c)	割合 (c/a)	鉱業権有償 使用費(d)	割合 (d/a)	(b) + (c) + (d)
2000	3,923.04	1,196.99	63.6	1.62%	13.6	0.35%	16.26	0.41%	93.46
2001	4,084.88	1,072.45	67.1	1.64%	17.5	0.43%	20.44	0.50%	105.04
2002	4,076.78	1,055.74	75.1	1.84%	26.2	0.64%	36.97	0.91%	138.27
2003	5,319.68	1,464.91	83.1	1.56%	25.7	0.48%	62.57	1.18%	171.37
2004	8,467.35	2,358.68	99.1	1.17%	30.8	0.36%	104.00	1.23%	233.90
2005	9,873.24	3,925.62	142.6	1.44%	43.1	0.44%	120.83	1.22%	306.53
2006	12,634.4	4,950.86	207.3	1.64%	58.14	0.46%	175.46	1.39%	440.90
2007	14,281.47	5,444.13	261.3	1.83%	89.63	0.63%	178.58	1.25%	529.51
2008	18,694.58	8,226.85	301.6	1.61%	113.44	0.61%	186.73	1.00%	601.77
2009	16,520.29	5,076.42	338.2	2.05%	113.38	0.69%	117.26	0.71%	568.84

出所：中国鉱業年鑑編集部編『中国鉱業年鑑』（2001～2010年各年版）、中国国土资源年鑑編集部編『中国国土资源年鑑』（2001～2010年各年版）、中国財政年鑑編集部編『中国財政年鑑』（2001～2010年各年版）、中国国家统计局編『中国統計年鑑』（2000～2009年各年版）より作成。

る傾向が見られた。3節で示した鉱物資源補償費の算定式（鉱物資源補償費＝鉱産物売上×補償費率×回採率係数）では、回採率係数が低ければ、企業が支払うべき鉱物資源補償費の金額が小さくなることを意味する。回採率係数は実際回採率に対する査定回採率の割合で決まるが、査定回採率は新規採掘プロジェクトが導入される際に企業の申告に対して所管の政府部門が査定し、認可するものである。そのために、企業は実際の回採率より低く申告する傾向がある。その背景には、採掘企業は鉱物資源補償費の納付額を低く抑えようとする動機が働く。

3つ目に、鉱業権有償使用費は、一種のロイヤリティであるが、表8に示されたように鉱産物売上に対する割合は1%前後であり、同じく鉱業ロイヤリティ制度を導入している他の国々より低い水準にある³⁵⁾。そのために、過剰な企業参入と新規投資を誘発する傾向がある。また、この制度は、国の資源アクセス権の強化手段の1つであるが、現行では、アクセス権の管理のみを重視し、採掘方法や生産効率のような質面の管理制度が整備されていない。そのため、資源開発権の転売を目的とする参入企業が増えている。例えば、2011年新疆の国土資源部門が発表した『2011年自治区の地質調査プロジェクトに関する検査状況の通告（中国語：関于2011年自治区地質勘査項目専項検査状況的通報）』（新国土資弁発〔2011〕49号）および『2010年新疆の地質調査成果の報告状況に関する通達（中国語：関于新疆2010年地質勘査成果報送状況的通報）』によれば、2010年に探鉱権を取得した6,289プロジェクトのうち、探鉱活動を全く実施していない、いわゆる「ゼロ投入」のプロジェクトは583件にものぼる。

鉱業権取得時に企業の資質に関するチェックが不十分のため、非科学的な資源開発による鉱山事故が多発している。2000～2006年、中国で発生した炭鉱事故は累計18,516件、死亡者は31,064名にものぼり、「石炭生産量百万トンあたりの死亡率」は2.04人/百万トンであり、アメリカの50倍を超える。その中、生産技術が遅れており、従業員の管理水準が低い郷鎮炭鉱の「石炭生産量百万トンあたりの死亡率」は著しく高

く、10人/百万トンを上回る（林, 2011, 58頁）。

郷鎮炭鉱の資源回収率や選炭割合も国有炭鉱のそれよりはるかに低く、非科学的な資源開発による炭鉱周囲の環境汚染は深刻であり、生態環境の悪化や地質災害の多発をもたらしている（何ほか, 2012）。

4つ目に、石油特別収益金のような鉱物資源超過利潤税はオーストラリアやペルーといった国にも導入されている。オーストラリアの場合、原油の値上げに影響される原油部門以外の産業支援策として、鉱物資源超過利潤税収入を法人税の減税や中小企業の支援などの財源としている。これは経済成長を目的とするだけではなく、州のインフラ整備や年金対策にも支出され、世代間公平性を実現するための政策目的とされている（H.Ashabor・M.Saccasan, 2011）。これに対して、中国の石油特別収益金は、原油の値上げに影響される農業や林業などに対する補助政策の財源とするが、将来世代を念頭においた世代間公平性の是正問題には目を向けられていないのが現状である。

資源関連税制度の全体的な問題点として以下を指摘することができる。まず、資源関連税収入の使途が予め規定されており、鉱物資源の調査費用や鉱山地質の環境回復対策費用、鉱物資源保護費用など、本来企業が負担すべき費用を、国が肩代わりする形で補助金を交付している。結果的に、企業のイニシャルコストが低くなり、資源の初期価格が低く、上昇にくいいため、資源消費量の拡大につながる恐れがある。図2に示されたように、本来なら資源関連税 t_0 が導入されることによって、資源供給の私的限界費用が S_0 から S^* にシフトし、資源消費量と汚染量が Q_0 から Q^* に減少することになるが、税金の一部が再び補助金として企業に還元されるため、私的限界費用が S^* ではなく、 S_1 にシフトし、資源消費量と汚染量も Q_1 に留まる結果となる。

また、資源関連税収は鉱物資源開発による生態環境破壊の回復コストのための十分な財源にはなっていない。本来なら鉱物資源補償費は資源利用による環境や生態系の影響を回復させるための補償金であり、環境回復のために支出されるべきであるが、現状では、資源関連税収の

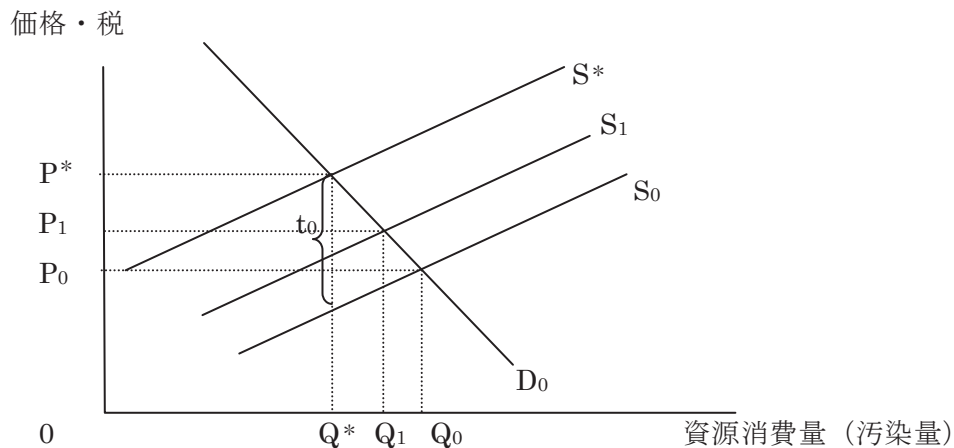


図2 資源消費と資源課税

うち、資源税を除けば、特定事業収入資金として税収の90%が鉱物資源の調査などに必要な費用に当てると規定されている。残りの10%は鉱物資源保護資金として中央と省・直轄市の間で配分し、企業の技術開発補助金として支出されている。一方、資源税収入は地方政府の一般予算に組み入れられており、統計上では税収とその用途を関連づける手かがりが不十分であるため、環境対策や生態回復への寄与状況が不明であり、十分な評価を行えないのが現状である。しかし他方で、近年、中国地方財政における生態環境への投入規模が年々増加していることから³⁶⁾、資源税による外部不経済の内部化効果が、ある一定の範囲で効果を発揮しているものと思われる。

以上の考察から現行の中国の資源関連税制は、その税率の設定や税収の用途から見た場合、制度設計の段階における政策制定者の予期した政策効果を十分に果たせていると言い難い側面を指摘できる。

それに加えて、資源関連税収の大部分が省・県財政の留保分となっていることから、資源関連税制度はむしろ一部地方政府の重要な財源調達手段であると言える。その背景には、まず、鉱山の所有形態として、国有鉱山、地方政府系鉱山、郷鎮系鉱山、「民採」³⁷⁾など多様性を呈している。国有鉱山の場合においても、有色金属工業総公司の傘下にある鉱山や地質鉱産部の傘下にある鉱山、化学工業部の傘下にある鉱山など多様な形態が存在する。そのために、政府や民

間によるさまざまな開発主体が存在し、相互間の関係を整理することが難しく管理の難航が予想され、中央政府よりはむしろ地方政府が管理しやすいという実情が存在する(志賀, 2000)。表9は国の鉱物資源管理体制を示した内容である。国の政策指令の伝達ルートは二つ存在する。一つは、中央の国土資源部から各級地方政府の国土資源部門に対して順次に伝達される部門間の政策業務指令であり、もう一つは中央政府から各地方政府に対して順次に伝達される政府間の行政指令である。従って、資源関連税収の多くを省級財政が一般予算の中で把握される傾向が強い³⁸⁾。各級地方政府の国土資源組織予算は各級地方財政の一般予算から支出される。

実際のところ、省級以下の予算運営体制は制度化されていないため、地方によっては差異が存在し、日常的な鉱山管理業務を担っている末端の郷鎮国土資源所は、県または市の国土資源局の派出機関として設置され、地方財政の予算配分システムに組み込まれないケースが多く、企業からの罰金収入や手数料収入で賄われている(王, 2007)。そのため、資源開発の現場となる地元では、生態系破壊や環境汚染の対策財源が十分に確保できず、環境回復を行うのが困難な状況にあると考えられる。

表9 中国の鉱物資源管理体制

	主体	役割・権限	目標	業務
一級管理	中央政府（国務院） 業務指令 行政指令	資源所有権の行使	資源節約、資源 エネルギー節約 型・環境調和型 社会の実現	各部を指導し、経済計画と予算 を編成し、執行
二級管理	国土資源部 省・直轄市政府	資源所有権行使の 受託	鉱物資源の安全 確保・最適利用 の実現	鉱物資源関連法規定の制定、全 国鉱物資源計画の制定・実施、 地質調査業界や鉱業権、地質資 料、資源埋蔵量等の管理
三級管理	省・直轄市国土 市（県）政府 資源庁	省・直轄市政府や国 土資源部の指導に 基づく業務の分担	地域経済の発 展、鉱物資源の 最適利用と管 理、保護	国土資源部の指示に従って、現 地の鉱物資源計画の制定・実施、 地質調査業界や鉱業権、地質資 料、資源埋蔵量等の管理
四級管理	市（県）国土資源局（分局） 郷、鎮国土資源所	市（県）政府や国土 資源部の指導に基 づく業務の分担 市（県）国土資源局 の指導に基づく業 務の分担	地域鉱物資源の 最適利用と管 理、保護	企業や住民の窓口として、鉱物 資源の開発利用、地質調査業界、 資源埋蔵量を管理し、地質環境 を保護し、鉱業権の承認、特定 事業収入資金の徴収・管理

したがって、現行の中国の資源関連税制は実質鉱物資源の安全供給確保のための省級財政の財源調達手段の性格が強いと言える。理由としては、分税制を導入して以来、地方財政が収支のギャップを抱えることになり、鉱物資源は土地と同様に流動性が低く、少ない行政コストで租税収入が得られるという利点がある。その結果、資源関連税の税収配分においては地方政府の留保分を多めに配分する制度設計となっている。

中国では、鉱物資源が全て国有化されているが、改革開放以降、急速な近代化を実現するには、「資源の本源的蓄積」を進める必要があるため、鉱物資源に対しても土地と同様に「レント」を導入することによって、それを財源としなければならない。同時に、工業化を進めるには資源確保をしなくてはならないため、レントをインセンティブにして資源の適切な利用と資源開発の促進を図らなければならない実情があった。一部資源が豊富な後発地域にとっては、資源関連税収入は重要な財源であり、資源開発は地元

上記に加え、本来なら鉱物資源が全て国有で

あるため、それによる税収も全て中央に属し、中央から地方への財政調整制度を通じて、その税収を資源保護等に配分されるべきである。しかし、現在の中国ではこのような財政調整制度が未確立であり、政府間の財政移転に関する明確な法的根拠を確立してこなかったために、暫定的な措置として資源関連税の大部分を地方政府に留保させ、鉱物資源の供給確保や資源保護、環境回復の財源としている。

そして我々の調査でも明らかになったように⁴⁰⁾、2007年以来の「民生財政」の打ち出しや、農村地域や農民を対象とする公共サービスの均等化実現（ナショナル・ミニマム実現）を背景に、資源関連税収は地方公共予算の一般財源としても寄与している。本来ならば、国民の医療保険サービスや義務教育、年金保険サービスは、国が保障すべき公共サービスであり、国の事務委託を受けて地方が事務分担を行う際には、それに相応する国からの財政移転が行われるべきである。しかし、現行の中国ではこのような公的サービスにおける政府間の垂直的な財政移転は、定められた一定のルールに基づいたものではなく、ゲームの様相を呈する国と省政府間の交渉の中で決まるケースが多い（謝蓉, 2005; 張宏翔,

2007)。国から公的サービスの提供事務を委託された省財政も同じく、省以下の地方政府との間における公的サービスの提供コストについて、一定のルールに基づいたものではなく、政府間の交渉を経て行われる。これにはそれぞれの政府が有する交渉力にも大きく関係することであるが、概ねその地方政府が有する財政力に応じて、財政移転を行うのか、それともその地方政府によって一部、又は全額負担となるのか、が決まる。このような地方政府の負担を軽減させ、国への反発を緩和させるために、資源税の地方取り分を緩和する傾向が強い⁴¹⁾。

このような財政構造上のゆがみの中で、地方政府はより多くの鉱物資源を確保し、地域社会や経済の発展を優先する傾向が見られるものの、貴重な財源を環境回復の資金として再投入するケースは少ない。むしろ資源関連産業の支援や鉱山開発の財源、地域経済発展の財源として支出する傾向が強い。統計によれば2004から2009年までの地方財政支出に占める政府の鉱山環境回復対策費用は平均0.05%に留まっていることがわかった⁴²⁾。

現行の資源関連税収を財源とする資源管理体制では、本来強化されるべき資源の最適利用や環境破壊に対するモニタリング能力の整備を遅らせただけでなく、末端の政府の資源管理部門の財源不足の問題が政策の執行力を弱めてきたと考えられる。その結果、本稿で検討してきた4つの課税根拠に照らせ合わせた場合、必ずしも本来の政策目的を実現できる制度とは言い難い。

おわりに

以上の分析から、本稿は次の3点を明らかにした。

第一に、再生不可能資源の最適利用に関する先行研究の成果を踏まえ、資源課税の主な理論根拠を、以下の4つの側面から位置づけた。つまり、①再生不可能資源の生産（採掘）と消費の最適経路の実現、②再生不可能資源に代替可能な人工資本の蓄積のための財源調達、③自国における再生不可能資源利用を管理するための資源所有者への支払い、④再生不可能資源の生

産（採掘）と消費に伴う外部不経済の内部化、の側面から理論的枠組みを捉え、それをベンチマークにして、中国の資源関連税制の評価を試みた。

第二に、中国の資源税制の現状を整理したうえで、中国の資源関連税制は、制度設計の段階では政策制定者が、自国における再生不可能資源の生産と消費の最適経路の実現を意図していた。同時に、これは代替可能な人工資本の蓄積のための財源調達や再生不可能資源へのアクセス権に対する管理強化、資源の生産と消費に伴う外部不経済の内部化などの政策意図が見られるという特徴を見出すことができた。

第三に、現行の資源関連税制が抱えている課題を考察し、その本質が鉱物資源の安全供給確保のための地方の省・直轄市レベルの財源調達制度であることを明らかにした。しかし、財政構造上のゆがみの中で、地方政府は鉱物資源の供給確保等を計らうと同時に、地域社会や経済の発展を優先する傾向の中で、貴重な財源を環境回復のための資金として再投入することは少ない。その結果、現行の資源関連税制は、一般的な鉱物資源の4つの課税根拠から乖離し、税収の大部分が鉱物資源調査の補助金や産業支援などの用途に充当され、結果的に資源の消費と外部性の増加を促す制度であるという結論を見出すことができた。

現段階では、中国の各統計システムや統計データの制約から、資源関連税の関連データを抽出し分析を行うことには多くの困難がある。本稿は、可能な限りにおいて各政策部門が発行するそれぞれの統計データや企業年報等を蒐集し、総合的な分析を行い、資源関連税の税収の変遷の解明につとめた。本稿は現行の資源関連税制の現状把握に着目し、問題の所在と特徴を整理した。今後の課題としては地方財政の調査を通してより多くの事例を収集し、地方レベルにおける資源関連税制の全体の傾向や実体を明らかにしていきたい。

参考文献

(英語文献)

1. Babu · Guruswam · Kumar & Murthy (1997), *An overlapping generations model with exhaustible resources and stock pollution*, Ecological Economics, Vol.21, Issue 1, April 1997, pp.35-43
2. Boris C. Swerling (1962), *Current issues in commodity policy (Essays in international finance)*, Princeton University
3. Dasgupta Partha · Heal, G.M. (1979), *Economic theory and exhaustible resources*, Cambridge University Press
4. David Ricardo (1817), *On the principles of political economy, and taxation*,
小泉信三訳 (1952) 『経済学及び課税の原理』、岩波書店
5. Garnaut R. · Clunies Ross, A. (1983), *Taxation of Mineral Rents*, Clarendon Press, Oxford
6. Garnaut, R. · Clunies Ross, A. (1975), *Uncertainty, risk aversion and the taxing of natural resource projects*, Economic Journal, vol. 85, pp.272-87
7. Harold Hotelling (1931), *The Economics of Exhaustible Resources*, Bulletin of Mathematical Biology Vol.53, No.1/2, pp.281-312, 1991
8. Heinz Welsch · Frank Stähler (1990), *On externalities related to the use of exhaustible resources*, Journal of Economics, Volume 51, Number 2, pp.177-195
9. Hope Ashiabor · Moira Saccasan (2011), *The Political economy of Australia's proposed resource rent taxation regime*, Critical issues in environmental taxation Vol.9, Edward Elgar Publishing, pp.201-222
10. Huang Lin (2011), *Study on Green Production Oriented Chinese Resource Tax Reform*, Energy Procedia, vol.5, pp.1055-1059
11. J.M.Hartwick (1977), *Intergenerational Equity and the Investing of Rents from Exhaustible Resources*, The American Economic Review, Vol. 67, No.5, pp.972-974.
- (1978a) *Substitution Among Exhaustible Resources and Intergenerational Equity*, The Review of Economic Studies, Vol. 45, No. 2, pp.347-354
- (1978b) *Investing returns from depleting renewable resource stocks and intergenerational equity*, Economics Letters 1, pp.85-88
12. J.V.M. Sarma · G. Naresh (2001), *Mineral Taxation around the World: Trends and Issues*, Asia-Pacific Tax Bulletin, pp.1-10.
13. Levhari D. · Leviatan N. (1977), *N. Notes on Hotelling's Economics of Exhaustible Resources*, Canadian Journal of Economics, Vol.10, pp.177-92.
14. Lewis Cecil Gray (1914), *Rent Under the Assumption of Exhaustibility*, The Quarterly Journal of Economics, Published by: Oxford University Press Vol.28, No. 3, pp. 466-489
15. L.Hogan · B.Goldsworthy (2010), *International mineral taxation: experience and issues*, The taxation of petroleum and minerals, Routledge, pp.122-162.
16. Mason Gaffne (1964), *Committee on Taxation, Resources and Economic Development, Extractive resources and taxation*, University of Wisconsin Press, Madison
17. OECD (2006), *The political economy of environmentally related taxes*,
環境省環境関連税制研究会訳 (2006) 『環境税の政治経済学』、中央法規出版
18. Partha Dasgupta · Geoffrey Heal · Joseph Stiglitz (1980), *The Taxation of Exhaustible Resources*, National Bureau of Economic Research, Working Paper No.436
19. Patricia T.Foley · Joel P.Clark (1982), *The Effects of State Taxation on the United States Copper Supply*, Land Economics, Vol.58, No.2
20. Pigou, A. C. (1920), *The economics of welfare*, Transaction Publishers Reprint (2001)
21. R.David Simpson · Michael A. Toman · Robert U.Ayres (2005), *Scarcity and Growth Revisited: Natural Resources and the Environment in the New Millennium*,
植田和弘監訳 (2009) 『資源環境経済学のフロンティア：新しい希少性と経済成長』、日本評論社
22. Solow.R.M. (1974a), *Intergenerational Equity and Exhaustible Resources*, Review of Economic Studies, Symposium on the Economics of Exhaustible Resources, 41, pp.29-45
- (1974b), *The Economics of Resources or the Resources of Economics*, The American Economic Review, Vol. 64, No. 2, pp.1-14
- (1986), *On the Intergenerational Allocation of Natural Resources*, The Scandinavian Journal of Economics, Vol.88, No.1, Growth and Distribution: Intergenerational Problems. pp.141-149.
23. S.Dasgupta · T.Mitra (1983), *Intergenerational Equity and Efficient Allocation of Exhaustible Resources*, International Economic Review, Vol. 24, No. 1, pp.133-153
24. Villamor Gamponia · Robert Owen Mendelsohn (1985), *The Taxation of Exhaustible Resources*, The Quarterly Journal of Economics, 1985, vol. 100, issue 1, pp.165-81
25. W.J. Baumol and Wallace E. Oates (1971), *The Use of*

Standards and Prices for Protection of the Environment, The Swedish Journal of Economics, Vol. 73, No. 1, Environmental Economics, pp. 42-54

(日本語文献)

1. 伊東洋三 (1980)「枯渇性資源と最適成長」、『高速道路と自動車』、高速道路調査会、23 巻 5 号、25-29 頁
2. 井堀利宏 (2003)『課税の経済理論』、岩波書店
3. 今井賢一 (1973)「国際産業組織と資源問題」、『季刊現代経済』、日本経済新聞社、No.11、104-119 頁
4. 郭四志 (2010)「中国経済の持続可能な成長のボトルネックについて -- エネルギー需給逼迫を中心に」、『帝京経済学研究』44 (1)、163-176 頁
5. 唐沢敬 (1995)『資源環境と成長の経済学』、中央経済社
6. 小莉米清弘 (1976)「資源の経済学と資源政策」、『経済成長と資源問題』、東洋大学経済研究所 [編]、東洋大学経済研究所研究報告第 2 号、281-315 頁
7. 崔景華・王国華 (2008)「中国の天然資源課税」、『とうきょうの自治』、東京自治研究センター、とうきょうの自治、70 号、23-30 頁
8. 志賀美英 (2000)「日本の対中国技術協力の方向」、『国際協力研究』Vol.16、No.2、57-65 頁
9. 張宏翔 (2007)「中国における地方税の実態と課題 (1)」、『経済論叢 (京都大学)』、第 179 巻第 5・6 号
10. 時政島 (1993)『枯渇性資源の経済分析』、牧野書店
11. 時政島ほか (2007)『環境と資源の経済学』、勁草書房
12. 堀井伸浩 (2000)「石炭産業 - 産業政策による資源保全と持続的発展」、『丸川知雄編『移行期中国の産業政策』第 6 章、アジア経済研究所、203-246 頁
13. 森岡洋 (2004)「ホテリングモデルの一考察」、『三重法経』、No.123、57-84 頁
14. 諸富徹 (2000)『環境税の理論と実際』、有斐閣
15. 矢部光保 (1993)「持続的発展論の視点による環境経済学の研究課題」、『農業総合研究』、47 巻 2 号、69-101 頁
7. 関鳳峻・蘇迅 (1999)「關於鉍産資源補償費の幾個觀點」、『資源・産業』、No.8、12-13 頁
8. 関鳳峻 (2001)「資源税と補償費理論分析」、『中国地質鉍産経済』、No.8、1-3 頁
9. 国家税務総局編『中国税務年鑑』(1993~2010 年)、中国税務出版社
10. 郭俊榮・北川秀樹ほか (2012)『中日乾燥地区開発と環境保護論文集』、西北農林科技大学出版社
11. 計金標 (2001)「資源課税と可持續発展」、『税務研究』、No.7、22-25 頁
12. 景普秋・王清憲 (2008)「煤炭資源開発と区域経済発展中の“福”と“禍”」、『中国鉍業経済』、No.7、80-90 頁
13. 林家彬ほか編著 (2011)、『中国鉍産資源管理報告』、社会科学文献出版社
14. 馬偉 (2008)、『鉍産資源税収問題研究』、中国税務出版社
15. 馬衍偉 (2009)『中国資源税制改革の理論と政策研究』、人民出版社
16. 蒲志仲 (2010)「可持續發展視角下的鉍産資源税费制度」、『西安石油大学学报』、5-14 頁
17. 喬朴 (2006)「陝西煤炭原油和天然氣資源税政策研究」、『西部財会』、No.12、24-25 頁
18. 芮建偉・劉海濱・王立傑 (2001)「鉍産資源有償使用經濟實現方法分析」、『煤炭經濟研究』、No.3、16-18 頁
19. 謝美娥・谷樹忠 (2006)「資源税改革与我国欠發達資源富集区發展研究」、『生態經濟』、No.11、66-69 頁
20. 謝蓉・溫倩文 (2005)「財政移轉支付制度下中央与地方的博弈關係」、『中国行政管理』、No.7
21. 張春林 (2006)「資源税率与区域經濟發展研究」、『中国人口・資源与環境』、Vol.16、No.6、44-47 頁
22. 張拳鋼・周吉光、[2007]、「我国鉍山資源税問題的理論与实践研究」、『石家庄經濟学院学报』、vol.30、No.4、57-60 頁
23. 張秀蓮 (2001)「可持續發展与資源課税」、『雲南財貿学院学报』、Vol.15、No.2、37-39 頁
24. 張文駒 (2000)「我国鉍産資源財產權制度的演化和發展方向」、『中国地質鉍産經濟』、Vol.13、No.1、1-10 頁
25. 鄭琳 (1999)「堅持可持續發展戰略与我国資源税制的完善」、『税務研究』、第 4 号、23-27 頁
26. 王萌 (2010)「試析資源税与環境税的關係」、『財会月刊』、No.36、47-48 頁
27. 王萌 (2010)、『資源税研究』、經濟科学出版社
28. 王其謙 (2007)「加強国土資源所基礎設施建設不斷提高經費保障能力」、『江蘇省土地学会 2006 年度土地學術年會論文集』、57 頁
29. 殷綏 (2003)「適應資源性資產改革形勢維護国家鉍業權資產權益」、『中国地質鉍産經濟』、Vol.16 (6)、19-23 頁
30. 中国海洋石油總公司年報 (2007 ~ 2009 年各年版)
31. 中国財政年鑑編集部編、『中国財政年鑑』(2001~2010

(中国語文献)

年各年版)、中国財政部

32. 中国石油天然気集团公司年報(2007年～2009年各年版)
33. 中国石油化工集团公司年報(2007年～2009年各年版)
34. 中国地質鉱産部編、『中国地質鉱産年鑑』(1995～1997年各年版)、海洋出版社
35. 中国国家統計局編、『中国統計年鑑』(2000～2009年各年版)、中国統計出版社
36. 中国国土資源年鑑編集部編、『中国国土資源年鑑』(1999～2010年各年版)、中国国土資源部
37. 中国鉱業年鑑編集部編、『中国鉱業年鑑』(1996～2010年各年版)、地震出版社

注

- 1) 郭(2010)によれば、2001年から2007年にかけて中国のGDPの年平均増加率が10%近くを示し、エネルギー消費の年平均伸び率が11%以上となる。
- 2) 中国国家發展改革委員会東北振興司(http://dbzxs.ndrc.gov.cn/ckzl/t20100824_367195.htm、最終閲覧日2013年1月7日)
- 3) 「資源枯渇市(県)」とは、鉱山資源開発が後期、又は末期の段階に入り、その可採埋蔵量の70%以上の鉱物資源が採掘された状態の市、又は県を指す。国務院は2007年に「資源型都市の持続可能な発展を促すための若干の意見(中国語: 国務院關於促進資源型城市可持續發展的若干意見)」(国発【2007】38号)を発表し、その翌年に国家發展改革委員会が第1回目の全国資源枯渇型都市として12の都市を指定した。
- 4) 15の重要な鉱物資源国における課税、非課税やその他の政策手段を通じた資源課税の動向については、J.V.M.Sarma・G.Naresh(2001)をご参照。
- 5) 資源は本来鉱物資源以外に、森林や土地、水、水産など幅広い範囲で使われている概念であるが、本稿で取り扱う資源税は、中国の現状に基づき、主に再生不可能資源に対する課税を研究対象とする。
- 6) 中国語では「鉱産資源補償費」という。ここでは「鉱物資源補償費」と称する。
- 7) 中国語では、「探鉱権探鉱権使用費和価款(探鉱権・探鉱権使用費および代金)」といい、特定の企業に対して鉱物資源の調査や採掘の権利を付与することと引き換えに、徴収する費用のことである。ここでは、鉱業権有償使用費と称する。また、鉱物資源に対して調査の権利と採掘の権利をそれぞれ「探鉱権」と「採鉱権」と称する。
- 8) 1982年1月の『海洋石油資源の採掘の対外協力条例(中国語: 対外合作開採海洋石油資源条例)』(1982年1月30日国務院公布、2011年改訂)に基づき、海洋石油資源を採掘する合作企業に対して徴収していた鉱区使用費は2011年11月の条例改訂とともに廃止され、資源税に統合された。
- 9) 本来なら税と費(すなわち、課徴金)は異なる経済的手段であるが、本稿では資源管理の観点から導入された手段として一律に「資源関連税」と称する。
- 10) 代表的なのは、W. S. Jevonsの著書“The Coal Question”(1865)がある。
- 11) Levhari O.・Liviatan N.(1977)をご参照。
- 12) A. Smithの地代(レント)概念を発展させたD. Ricardoはレントを「土地生産物中、土壌の原始的不可減的な力の使用に対して、地主に支払う部分である」と定義する。レントは土地の品質改善やインフラ整備などの資本使用に対して支払われる資本の利子と異なる意味で、「土壌の本源的な生産力」に対する支払いである。レントと利子など資本使用に対する支払い額の合計は「地主に支払われる貨幣額」である(リカード、1817)。
- 13) http://www.externe.info/externe_2006/を参照(最終閲覧日2012年7月31日)。
- 14) ただ、OECD(2006)の環境関連税の定義、つまり、「特定の環境に関連した課税対象に対して課税される政府への強制的、一方的な支払い」によれば、天然資源への課税を環境関連税として分類することができる。
- 15) 「合作企業」とは、経営条件などを契約で定めておく一種の合弁企業(Joint Venture)である。
- 16) 「利改税」改革とは、それまでの国営企業の利潤上納制を納税制に切り替え、国営企業は国家に対して、企業所得税と調節税(税引き後利益に対する調節)を納める改革である。
- 17) 資源税収入の増加原因は明らかにされていないが、2009年3月1日より、新疆の石炭資源税の税率が従来の0.3元/t～0.5元/tから3元/tまで引き上げられたことが税収増に一部寄与したと考えられる。
- 18) 分税制改革とは、中央—地方政府間財政関係の改善を目的として、1994年に中央税と地方税を分離させた制度改革のことである。
- 19) 国務院法制弁公室および財政部、国家税務総局責任者の『資源税暫行条例』の改訂に関する記者会見による。
(http://www.gov.cn/zwhd/2011-10/10/content_1965601.htm、最終閲覧日2012年7月31日)
- 20) 国土資源部弁公庁、『陸地石油資源採掘の対外協力事業に対する資源補償費の徴収改善に関する通達(中国語: 關於做好中外合作開採石油資源補償費徴収工作的通知)』(国土資庁発[2012]14号)。
- 21) 査定回採率と実際回採率について具体的な技術指標が存在しておらず、査定回採率は鉱山の生産設計業者が提出し、所管の政府部門が査定したものである。実際回採率は現地で測定計算したものである。
- 22) 鉱業探鉱権使用費とは、国が鉱物資源の探鉱権を探鉱権利者に譲渡した場合、規定に基づき探鉱権利者から徴収する費用である。
- 23) 鉱業探鉱権使用費とは、国が鉱物資源の探鉱権を採掘権利者に譲渡した場合、規定に基づき採掘権利者から徴収する費用である。

- 24) 『石油特別収益金の徴収基準の引上げに関する通知（関于提高石油特別収益金起徴点的通知）』（財企[2011] 480号）による。
- 25) 石油特別収益金は、2012年度から四半期ごとの納付から月ごとの納付に切り替えた。
- 26) 中国の一般予算は収入の類型によって税収収入と非税収入、特定事業収入、国有資源（資産）有償使用収入、政府性基金転移収入に分類される。
- 27) 中国語は「専項収入」という。特定需要に応じて国務院が直接承認し、または財務部が国務院の授権を受けて承認し、設置および徴収する収入であり、予算として管理され、特定目的のみに使用される収入である。2012年の「政府收支分類科目」によれば、専項収入は排污費収入、水資源費収入、教育費付加収入、鉅産資源補償費収入、探鉅権・探鉅権使用費・代金収入など計11種類がある。
- 28) 『上海証券報』2009年7月11日、「原油価格をめぐる6つの疑問に対する国家發展改革委員会の回答（中国語：国家發展改革委回應油価六大疑問）」を参照。
- 29) 『関于2006年国民經濟和社会發展計劃執行狀況与2007年国民經濟和社会發展計劃草案的報告』を参照。
- 30) 中国石油天然氣集团公司年報（2008）、中国石油化工集团公司年報（2008）を参照。
- 31) 本稿でいう採掘税は資源の採掘段階に対する課税を指す。課税方式には従価税や従量税があり、国や地域によっては鉅物資源売上税、資源使用税などと呼ばれるケースもある。
- 32) 例えば、LC.Gray（1914）では、採掘税は鉅山資源の採掘速度を遅らせ、より多くの採掘可能な資源を将来世代に残す効果があると示した。A.O.Lockner（1964）は、課税の仕方および取り巻く經濟環境によって工夫が必要だが、採掘税は鉅山資源の採掘速度を遅らせ、採掘量を抑制する効果があると示した。Levhari D.・Liviatan N.（1977）は採掘税の導入は鉅山の開發期間を延長させることができるというホテリングの分析を検証したと同時に、鉅山の開發は資源が枯渇するまでではなく、鉅山企業の利益がなくなるまで続けることを示した。P.Dasgupta・G.Heal・J.E.Stiglitz（1980）は利潤税や減耗控除、採掘税、固定資産売却益（損）課税と比較したうえ、生産費用が一定である場合、採掘税は資源の生産を延期させる効果があることを示した。V.Gamponia・R.Mendelsohn（1985）は財産税、採掘税、暴利税を比較し、採掘税は価格上昇率を小さくし、資源の採掘速度を遅らせることを示した。
- 33) 表8に基づき試算した結果、2009年と2000年と比べ、鉅産物売上は12,597億元増えたことに対して鉅業権有償使用費収入はわずか100億元増である。
- 34) 資源税の場合、1984年に導入されてから、1993年の税制改革を経て、2011年までの長い間、資源の販売量に基づく従量徴収を採用しており、税率の引き上げもなかった。鉅物資源補償費も1997年から変わらず一定であった。
- 35) L.Hogan・B.Goldsworthy（2010）の研究によれば、世界各国の鉅業ロイヤリティは一般的に2%~10%である。
- 36) 2011年9月7日—12日に行われた陝西省北部の神木県・榆林市の実地調査、及び西安市の調査でこのような傾向を確認することができた。
- 37) 民採とは、家族や親戚などを単位とする数人から10人程度の違法採掘グループがハンマー、粉碎機など初歩的道具しか持たず、高品位部分だけを「たぬき掘り」することである。
- 38) 2012年8月、国家財政部財政科学研究所の王朝才副所長のインタビュー調査から明らかになった。
- 39) 資源開發を中心とした經濟發展は、資源価格に左右され不安定になることや、他の産業の發展を阻害してしまうこと、所得格差の拡大などの問題点も指摘されている（景普秋・王清憲, 2008）。
- 40) 2011年9月陝西省北部の榆林市・神木県における鉅山地区の調査、2012年8月内モンゴルフホト市及び陝西省西安市の關係機構へのインタビュー調査で明らかになった。
- 41) 2012年8月、国家財政部財政科学研究所の王朝才副所長のインタビュー調査から明らかになった。
- 42) 『中国国土資源年鑑』、『中国財政年鑑』各年版に基づき計算。

受付日：1月11日

採択日：2月18日